

令和7年度七ヶ浜町勤怠管理システム導入業務委託 事業者募集要領

1 事業目的

七ヶ浜町（以下「本町」という。）では、現在職員の勤怠、時間外勤務申請及び年次有給休暇等の各種届出の申請受理を紙による運用を行っており、申請を行う職員、承諾をする職員、取りまとめを行う職員への負担が生じていることから、これらの現状の改善を図るために勤怠管理システムを導入するものです。

2 概要

(1) 業務名

令和7年度七ヶ浜町勤怠管理システム導入業務委託

令和7年度七ヶ浜町勤怠管理システム使用（上記委託業務で構築したシステムの使用契約）

(2) 業務内容

- ・ 勤怠管理システムの導入
- ・ 勤怠管理システムの環境構築
- ・ 勤怠管理システムの運用及び保守

以上の業務を行うこととし、詳細は「令和7年度七ヶ浜町勤怠管理システム導入業務委託仕様書（案）」に記載している通りとします。

ただし、仕様書の内容で実施できない項目がある場合は、企画提案書に代替案等を提案することにより、参加を認めるものとします。また、仕様書で定める項目以外に独自提案を行うことを認めることとし、七ヶ浜町（以下「本町」という。）に有益な提案については、評価の対象に含めるものとします。

(3) 履行期限

請負事業者と協議の上仕様書上で定めるものとします。（遅くとも令和8年3月31日までに業務完了するものとします。）

システムの構築完了の翌月からシステムの運用を開始するものとします。

※ 翌年度以降の契約については、協議の上決定するものとします。

(4) 見積限度額（税込）

委託料 1, 100, 000円

※使用料 660, 000円

(5) 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 参加資格

以下に掲げる全ての要件を満たしている者としてします。

1) 過去に本町、若しくは、他自治体において同種又は類似業務を実施した実績を有する者（法人格を有する団体）であること。

2) 次に掲げる者でないこと。

①当該事業に係る契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

3) 七ヶ浜町暴力団排除条例（平成24年七ヶ浜町条例第19号）に定める暴力団、暴力団員等又は暴力団関係事業者と密接な関係を有すると認められる者でないこ

- と。
- 4) 国税等のいずれも滞納していない者であること。
 - 5) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
 - 6) 国又は地方公共団体との契約に関し、現在、競争入札参加資格指名停止の措置を受けている期間がないこと。
 - 7) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
 - 8) 前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。
 - 9) 個人情報保護のために必要な措置(プライバシーマーク(一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの。))等の認証取得又は社内での情報セキュリティ方針の策定等を講じているとともに、提供システムのセキュリティ技術を有すること。
 - 10) 仕様書の内容を適切かつ確実に実行できる者であること。

4 スケジュール

内容	期日
募集要領等の公表	令和7年6月19日(木)
参加申込書受付期間	令和7年6月19日(木)～6月27日(金)
質問受付期間	令和7年6月19日(木)～7月10日(木)
企画提案書受付期間	令和7年6月27日(金)～7月17日(木)
第1次審査(書類審査)	令和7年7月下旬
第1次審査の結果通知	令和7年8月上旬
第2次審査(プレゼンテーション審査)	令和7年8月下旬
選定結果の通知	令和7年9月上旬
受託候補者との協議	令和7年9月中旬から9月下旬
契約の締結	令和7年10月中旬

5 募集要領等の公表

- (1) 公表日
令和7年6月19日(木)
- (2) 公表方法
七ヶ浜町ホームページ等(<https://www.shichigahama.com/>)

6 参加申込書

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる各項目に従って参加の意思を表示してください。

- (1) 受付期間
令和7年6月19日(木)～6月27日(金)
- (2) 提出書類
参加申込書(様式1)、会社概要調書(様式2)
- (3) 提出方法
「14. 問合せ先」へ電子メールにより提出してください。

7 質問の受付

(1) 受付期間

令和7年6月19日(木)～7月10日(木)

(2) 質問方法

質問書(様式3)に必要事項を記載の上、「14. 問合せ先」へ電子メールにより提出してください。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時、七ヶ浜町ホームページに掲載します。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものであると判断した場合、当該質問者へのみ回答する場合があります。

なお、質問に対し回答した内容は、本プロポーザルにおける募集要領等の追加又は修正があったものとみなします。

8 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者(以下「参加者」という。)は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

(1) 受付期間

令和7年6月27日(金)～7月10日(木)※17時必着

(2) 提出書類

1) 企画提案書(様式4)

1 仕様書に定める事項を踏まえ、参加者が提供する勤怠管理システムの内容がわかる書類(任意様式)

2 見積書(様式5)

2) 商業登記簿謄本(法務局の発行するもの)※コピー可

・登記事項証明書等を含む。発行(交付)されてから3か月以内のもの

3) 納税証明書の写し(支店等に委任する場合は、委任する本社等と受任する支店等両方の証明書)

・国税：法人税、所得税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明

(3) 提出方法

次のとおり作成し、「14. 問合せ先」へ電子メールにより提出してください。

1) 企画提案書及び添付書類

様式4：PDFデータ

1：PowerPoint等PDFに変換する前のデータ及びPDFデータ

2：PDFデータ

2) 商業登記簿謄本

PDFデータ

3) 納税証明書の写し

PDFデータ

9 選定方法

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された書類(参加申込書等及び企画提案書等の書類)を審査し、「3 参加資格」の要件を満たしている参加者であるか審査します。

ア 実施日 令和7年7月下旬

イ 結果通知日 令和7年8月上旬

- ウ 通知方法 全参加者へ審査結果の通知を送付（電子メール施行）するほか、第1次審査合格者のみ、第2次審査への参加依頼を行います。
- エ その他 第2次審査の説明の順番については、書類提出順とします。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション審査)

本町の職員で構成された七ヶ浜町勤怠管理システム導入業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員において、総合的に審査及び評価を行い、最も優秀な企画を提案した者を受託候補者として決定します。

なお、プレゼンテーション審査中において、システム実機によるデモを必ず行うこととします。

ア 評価項目

項目	内容
1	本業務を請け負う際の業務体制
2	本業務におけるサービス内容
3	本業務におけるサービスの提供環境
4	本業務におけるサービス機能
5	本業務におけるサービス運用及び保守
6	本業務における情報セキュリティ対策
7	その他独自の取組に関すること
8	見積金額について

イ 実施日

令和7年8月下旬

ウ 実施場所

未定

エ 実施時間

参加者1者につき45分(準備時間5分、プレゼンテーション30分、質疑10分)
 ※参加者多数の場合、実施時間を短縮する場合があります。その場合は事前に参加者宛てに連絡させていただきます。

オ 選定方法

- 1 選定委員会において、「ア 評価項目」について審査を行い、評価結果が最も優秀な参加者を受託候補者として決定します。ただし、審査において、評価結果が平均に満たない参加者は、選定の対象としません。
- 2 参加者が1者の場合でも、評価を行います。
- 3 参加者は、審査結果についての異議を申し立てることはできません。

カ その他

- プレゼンテーション審査については、事前に提出された企画提案書を選定委員会の各委員に配布しますので、企画提案書に基づき説明をお願いします。
- プレゼンテーションで使用するPC、電源コード等は参加者にて準備してください。プロジェクター、スクリーン及び延長コードは、本町が会場に用意したものを使用できます。

キ 選定結果の通知

第2次審査の全参加者へ選定結果を通知します。(令和7年9月上旬)

10 受託候補者との協議

受託候補者と、仕様書内容等について協議を行います。

時期：令和7年9月中旬から9月下旬

1 1 契約の締結

業務内容を決定した後、受託候補者と地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定に基づく随意契約の方法により契約を締結します。

時期：令和 7 年 1 0 月中旬

1 2 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- 1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出されたとき
- 2) 提出書類に虚偽があったとき
- 3) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められるに至ったとき
- 4) 評価の公平性を害する行為があったとき
- 5) 著しく信義に反する行為があったとして、選定委員会が失格であると認定したとき

1 3 その他

- 1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- 2) 提出書類に関する費用は、すべて参加者の負担とします。
- 3) 提出期限以降における企画提案書及び資料の差し替えは認めません。
- 4) 提出された書類は返却しません。
- 5) 本件に係る情報公開請求があった場合は、七ヶ浜町情報公開条例(平成 28 年七ヶ浜町条例第 19 号)に基づき、提出書類を公開することがあります。

1 4 問合せ先

七ヶ浜町役場総務課

〒985-8577 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1

電話：022-357-7436 FAX：022-357-5744

メールアドレス：mail@shichigahama.com